2006.12

【国内の PL 関連情報】

自転車用空気入れの使用による重傷事故が多発

（2006年10月7日　朝日新聞）

自転車用空気入れを使用中、指を切断するなどの重傷事故が多数発生していることが、国民生活センターの調査で明らかとなった。

同センターによると、ボールに空気を入れていた小学生の男児が、シリンダ上端のキャップとシリンダ本体の間に指が挟まれ、切断したケースのほか、空気入れを使用中、突然飛んできた蓄圧タンクが顔面を直撃し、歯が折れたケースなど、過去6年間で21件の事故が発生している。

ここがポイント

自転車用空気入れの使用による重傷事故の多発を受け、国民生活センターでは本年５月から８月にかけ、市販されている自転車用空気入れ２２銘柄・３３０台を対象に安全性に関するテストを行っています。このテストの結果、購入時点において、「シリンダ上端のキャップが緩んでいた」、「フートステップが外れやすい」などの不具合が、１２銘柄（５６台）で確認されたほか、本体に製造者・販売者等の連絡先の記載がないものが、２２銘柄中１４銘柄にのぼることなどが明らかになっています。

自転車用空気入れの安全性については、ＪＩＳ規格で一定の要件が定められていますが、今回の調査で確認された不具合は、同規格で言及のない箇所において多くみられています。企業としては、規格・基準に沿った安全性の確保はもちろんのこと、他の視点も含めて、危険源の洗い出しと分析評価を俯瞰的に行っておくことが大切です。

リモコン付きストーブの誤作動に関し、経済産業省が販売自粛を要請

（2006年11月5日　朝日新聞、読売新聞ほか）

市販されているリモコン付き電気ストーブのうち、テレビ、ビデオ等の他の電気製品のリモコンや、他の製品が発する電気的ノイズを介して誤作動するものがあることが判明した。

誤作動によりヒーターが点灯した場合、火災事故につながる可能性があることから、経済産業省は、関係団体や輸入業者に対し、リモコン付き電気ストーブの製造・輸入販売の自粛を要請するとともに、消費者に対して注意喚起を行った。

ここがポイント

今回の措置は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が実施した、

リモコン付き電気ストーブの試買テスト結果を受けてのものとなります。同テストによれば、13機種のリモコン付き電気ストーブのうち、他の電気製品のリモコンで誤作動を起こしたものが2機種、電気的ノイズによって同様の誤作動を起こしたものが4機種あったことが明らかになっています。

リモコンで作動する機器は利便性が高く、多くの家電製品において採用されていますが、電気ストーブは高熱を発する機器であることに加え、リモコンのスイッチは幼児やペットでも押すことができることから、誤作動による火災事故発生の恐れは十分考えられます。電気的ノイズによる誤作動も、リモコン機能を搭載しているが故の問題であるといえます。

経産省では電気用品安全法の技術基準を変更して、リモコンで作動する電気ストーブを排除する方向です。企業としては、本製品にかかわらず、設計段階において、様々な視点から製品の使用環境・使用条件を十二分に洗い出した上で、リスクアセスメントを入念に実施し、残留リスクが許容しうるレベルにあるかどうか、しっかりと評価しておくことが必要です。

自動車メーカーのリコール届け出遅れに対し、国土交通省が監視強化の方針

（2006年11月28日　読売新聞）

自動車メーカーによるリコール届出の遅れが頻発している事態を受け、国土交通省は、メーカーに対する監視を強化する方向で検討に入る。

国交省では、これまでにも、警察から独自に製品事故情報を収集したり、メーカーに対して定期的な不具合情報の報告を義務付けるなどの監視体制強化の措置を講じてきている。にもかかわらず、自動車メーカーが自社製品の欠陥情報を把握しながら、その後の調査が十分になされずリコールの届出が遅れるなどで、国交省による業務改善指示や文書による注意がなされたケースが、今年度に入って9件に達しており、昨年度を上回るペースとなっている。

ここがポイント

報道によれば、安全面に関する不具合情報を把握していたにもかかわらず、リコールの届出が遅れた背景として、実際の事故やトラブルがほとんど発生していなかったなどの事情があったとされています。

一般に、事故件数が少ないなどの事情がある場合、事故の発生が、使用者による誤使用など、製品欠陥以外の要素に起因するものであるとの判断に傾きがちとなりますが、事故の続発を受けてから原因究明に本腰を入れるとなると、結果的に対応の遅れを指摘されることにつながります。企業としては、製品の不具合によることが疑われる事故情報を把握した場合、

欠陥の存在の可能性を視野に入れた上で、原因究明作業に迅速に着手する姿勢が求められます。

【海外の PL 関連情報】

米環境保護庁がナノテクノロジーにより極小加工されたナノ銀の規制導入を決定

米環境保護庁（U.S. Environmental Protection Agency、以下 EPA）は、ナノ銀（ナノテクノロジーによって 10 億分の 1 メートル単位に極小加工された銀粒子）に関する規制を新たに行う。

ナノ銀には殺菌効果があり、その効能を使って空気清浄機、食品保存用容器や洗濯機などに応用されている。

今般問題視されたのは、ナノ銀による有害微生物の殺菌効果を謳った洗濯機であり、洗浄・すすぎの際に銀イオンを投入することで、衣服に付着した微生物を殺菌するという機能を有する製品であるが、洗濯機から排出される水に殺菌力のあるナノ銀が混じることで、自然界の有用な微生物を死滅させ、人体にも悪影響を与える可能性が否定できないとの見解が有力に示されている。EPA ではこうしたナノ銀の有害性に注目した上で、殺菌剤の一種として取り扱うことを決定し、今回の規制導入に至ったとしている。

規制の具体的な内容ついては、別途、詳細を定めた通達が出される予定であるが、ナノ銀を殺菌・抗菌目的で使用する製品については、当該製品の安全性を証明するデータを提出・登録を行うことなどが要求される見込みである。

ここがポイント

ナノテクノロジーは現在最も注目されている先端技術の一つであり、応用範囲が広く、一般消費者向けの製品へも既に利用されています。また、ナノ銀を利用した製品は、日本においても、歯磨き粉、掃除機のフィルター、食品保存用容器など多岐に渡っています。

一方、ナノ粒子による人体や環境への影響については、依然として未知な部分が多く、現在でも各種の研究が進められていますが、商品化のスピードに追いついていないというのが現状です。

ＥＰＡによる今回のナノ銀規制の導入は、ナノテクによって生み出された物質に対する初の規制として話題になっていますが、ナノテク自体を否定するものではなく、ナノ銀の殺菌作用という効能の影響について限定的に規制が講じられたものです。

しかしながら、ナノ粒子そのものについては、今後、国内外での研

究成果が明らかにされるに従い、規制の導入・強化など様々な動きが出てくることも予想されます。ナノテク技術を自社製品に応用している企業としては、常に最新の情報を入手できる体制を構築するとともに、規制導入等の動きに対して迅速にアクションを起こすことができるよう、自社製品へのナノテク技術の利用実態を正確かつ一元的に把握しておくことが大切です。

タバコ訴訟で米国連邦最高裁がメーカーへの巨額評決を否認

タバコに表示された「ライト」や「低タール・低ニコチン」などの表現が、健康に対するリスクを意図的に誤認させているとして、喫煙による健康被害を受けたとする原告がタバコメーカーを相手取って提起したクラスアクションで、11月27日、米国連邦最高裁判所は原告の上訴を棄却し、被告タバコメーカーに責任なしとした控訴審判決を支持した。

原告側は、「ライト」や「低タール・低ニコチン」の表示が、レギュラータバコに比べ有害物質が少なく、健康への危害が小さいとの間違った解釈を誘導する意図的な詐欺行為を行っていると主張していた。

一審では、裁判所が原告の主張を認め、経済的損害賠償額71億ドルに懲罰的損害賠償額30億ドルを加えた101億ドルの評決を下したため、被告タバコメーカーは控訴した。

控訴審において裁判所は、

① FTC（Federal Trade Commission、連邦取引委員会）＜注＞による過去の審決において、タールとニコチンがあらかじめ定められた規定値を下回っていれば、「ライト」、「低タール・低ニコチン」と表現することが認められており、表示そのものは不当でないこと

② 「ライト」タバコは「味が軽い」という意味であり、消費者に対して「健康への危害が低い」と案内しているわけではないこと

などを理由に、タバコメーカーに責任はないとの判決を出していたが、米国連邦最高裁判所はこの控訴審判決を、今回支持したものである。

＜注＞FTC（Federal Trade Commission、連邦取引委員会）
独占禁止法と消費者保護法を管轄する独立した行政機関の一つで、大統領から独立し、立法的、司法的機能を持つ。1914年に連邦取引委員会法により設立され、大統領が上院の承認を得て任命する5名の委員により構成される。
米国国内市場が競争原理に基づいて運用されることを確保し、活発・有効・自由な取引の確保を目指し、寡占・独占や不公正取引などの違法行為に対し自ら審査を行い、審判手続あるいは相手方同意により、審決を出した上で排除措置を命じることができる。

ここがポイント

本件訴訟では、「ライト」や「低タール・低ニコチン」といった類の表記そのものの妥当性が争点となったものです。一審の評決額は、タバコ訴訟としては３番目に巨額な評決として注目を浴びましたが、最終的には被告メーカー勝訴の形で決着しました。同訴因の訴訟は全米で他に５０件ほどありますが、今回示された連邦最高裁の判断は、これら一連の訴訟において、被告有利に作用するものと思われます。

タバコ業界では、１９７０年以来、ＦＴＣと合意の上で、含有するタール・ニコチンの測定結果に基づき、測定値をパッケージに表記しています。さらに、１９７１年の同意審決にて、タールやニコチンの含有量に応じて、“low”、“lower”、“reduced”などの表現を行うことも認められています。今回の訴訟において、被告側は、こうした過去のＦＴＣとの合意を拠り所とし、決められたルール通りに表示しているとの主張が認められたものといえます。

ちなみに本件訴訟は、ＰＬ法ではなく、商行為上の詐欺行為を訴訟原因とした、消費者保護法の下での訴訟です。消費者保護法そのものは、消費者に誤解を与えるような宣伝・広告などの、企業の詐欺的行為から消費者を保護することを狙いとしたものですが、原告側の立証負担が少ないことや、実際に損害が発生していなくても、制裁金的な意味合いで原告側が多額の金額を受け取ることができることなどから、消費者側の弁護士によって、近時乱用される傾向にあります。製造物責任の分野においても、指示警告上の欠陥を巡って、同法に基づき企業が提訴されるケースが目立つようになってきていますが、本事例のように、過去にＦＴＣから出された審決・指導・承認などについては、自社にとって、有利な証拠になりえるものといえます。

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　法務・環境部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 2006 by InterRisk Research Institute & Consulting, Inc.
本資料の全部または一部の複写・転写等に関しましては、お手数ながら
㈱インターリスク総研（03-3259-4283）まで事前にご照会下さい。

〈お問い合わせはこちらまで〉